

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・22年7月号



突然の電話や訪問...曖昧な返事をしていたら、**思わぬ契約**に！！

・・・宗像市消費生活センター

(相談事例)

「いい額ができたので買いませんか？」と電話があり、「よろしゅうございます」と断ったつもりが、振込用紙が同封された皇室写真が送られてきた。

(相談事例)

「好きな服の色は？」と電話があり、「茶色」と答えたら、男性2人が婦人服の見本を持って訪ねてきた。2時間以上粘られ、仕方なくスラックスを作る契約をした。

(処理結果)

いずれも特定商取引法のクーリング・オフ(8日間の無条件解除)期間中でしたので、業者宛に解約通知ハガキ(特定記録郵便)を送るよう助言しました。スラックスは裁断に取りかかっていたようですが、負担なく解約でき、皇室写真は着払いで返送することができました。

(アドバイス)

事例 : 「いいです」などと曖昧な返事をすると、「契約をした」と主張される場合があります。不要ならば、「買いません」ときちんとして断り、手短かに電話を切りましょう。

事例 : 突然かかる電話に不用意に答えることはトラブルの元です。法律では、事業者は、会社名や販売の目的を告げ、消費者に勧誘を受ける意思があるかどうかを確認しなければなりません。また、一度断った人への再勧誘は禁止されています。

曖昧な返事は禁物！ 訪問や電話の目的を慎重に確認し、毅然とした対応でトラブルを防ぎましょう！

「誰でも簡単に高収入!？」パチンコ・競馬攻略法で稼ぐことはできません！

・・・福岡県消費生活センター

(相談事例)

競馬必勝サイトで情報提供メールに登録したが的中しない。ある日、サイトから「的中率の高い情報がもらえるスペシャル会員に当選したので、ID発行費用80万円を入金してください。」と電話があった。今までつぎ込んだお金を取り戻せるならと思って借金までして支払ったが、またしても当たらなかった。

苦情を言うと、「情報どおりにやれば儲かる。やり方が悪い。」とペナルティの18万円を支払わされた。

(相談事例)

雑誌広告を見てアルバイトに応募したら、パチンコ台を宣伝する仕事を紹介された。パチンコを実際によく当たる台だとPRするのが仕事で、マニュアルどおりに操作すれば必ず稼ぐことができると説明を受けた。保証金20万円を事前に預けるように指示され、必ず稼げるから大丈夫と言われたので貯金を崩して預けた。

しかし、店や台の場所を指示されているが、稼ぐことができないし、会社と連絡が取れなくなってしまった。

(アドバイス)

パチンコや競馬などのギャンブルはゲームとは違います。「必ず儲かる」、「誰でも簡単に稼げる」という話を信用してはいけません。

「稼ぎたい」、「損を取り戻したい」という心理を利用して、DMハガキ、メール、電話等で勧誘してきますが、このような方法で利益を得ることは不可能であることを肝に銘じましょう。

なお、業者と連絡がとれなくなると返金の交渉自体が難しくなりますので、解約したい場合や困った場合は、速やかに消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

困ったときは、
まずはご相談
下さい



各消費生活センターの相談窓口

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)
福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)
久留米市	0942-30-7700
飯塚市	0948-22-0857
宗像市	0940-33-5454

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。